

1 財政比較分析表に用いた各指標について

「財政力指数」

地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があると言える。

基準財政収入額・・・普通交付税の算定上、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額

基準財政需要額・・・普通交付税の算定上、各地方公共団体が合理的、かつ、妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額

「経常収支比率」

財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。経常的経費に経常的一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化は進んでいることを表す。

(算定式)

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$

「人口1人当たり人件費・物件費等決算額」

平成18年3月31日現在住民基本台帳人口1人当たりの人件費、物件費及び維持補修費の合計額。

「人口1人当たり地方債残高」

平成18年3月31日現在住民基本台帳人口1人当たりの地方債残高。

「実質公債費比率」

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されているものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。さらに、25%以上の団体は地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限されることとなる。

(算定式)
$$\frac{(A + B) - (C + D)}{E + F - D} \times 100 (\%)$$

A：地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「歳入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）

E：標準財政規模

F：臨時財政対策債発行可能額

「ラスパイレス指数」

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す数値。(平成18年地方公務員給与実態調査(総務省自治行政局公務員部給与能率推進室))

「人口10万人当たり職員数」

平成18年3月31日現在住民基本台帳人口10万人当たり職員数

2 類似団体について

今回比較分析の対象とした類似団体は財政力指数E(0.300未満)グループの下記団体

グループ	財政力指数	団体名	団体数
	1.10741	東京都	1
B1	0.700～1.000	愛知県、神奈川県、大阪府	3
B2	0.500～0.700	埼玉県、静岡県、千葉県、茨城県、福岡県、栃木県、群馬県	7
C	0.400～0.500	三重県、兵庫県、広島県、宮城県、京都府、滋賀県、岐阜県、岡山県	8
D	0.300～0.400	長野県、石川県、福島県、香川県、新潟県、富山県、山口県、北海道、奈良県、山梨県、福井県、愛媛県、熊本県、徳島県	14
E	0.300未満	山形県、大分県、佐賀県、和歌山県、青森県、岩手県、鹿児島県、沖縄県、宮崎県、長崎県、秋田県、鳥取県、高知県、島根県	14